

建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請
法第29条第1項 (当初)	①	1戸建ての住宅	標準入力法 仕様・計算併用法 仕様基準	200㎡未満	5,000円	3,000円
				200㎡以上	5,000円	3,000円
法第31条第1項 (変更)	②	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	標準入力法 仕様・計算併用法 仕様基準	300㎡未満	10,000円	5,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	20,000円	10,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000円	23,000円
				5,000㎡以上	82,000円	41,000円
	③	住宅以外	標準入力法 モデル建物法 モデル建物法（小規模版）	300㎡未満	10,000円	5,000円
				300㎡～1,000㎡未満	17,000円	9,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	27,000円	14,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	82,000円	41,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円	65,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	164,000円	82,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	205,000円	103,000円
				50,000㎡以上	246,000円	123,000円
	上記以外	④	標準入力法	200㎡未満	35,000円	18,000円
				200㎡以上	39,000円	19,000円
		⑤	仕様・計算併用法	200㎡未満	26,000円	13,000円
				200㎡以上	29,000円	14,000円
		⑥	仕様基準	200㎡未満	18,000円	9,000円
				200㎡以上	19,000円	10,000円
		⑦	標準入力法	300㎡未満	70,000円	35,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	118,000円	59,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	200,000円	100,000円
		⑧	仕様・計算併用法	5,000㎡以上	287,000円	144,000円
				300㎡未満	52,000円	26,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	87,000円	44,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	152,000円	76,000円
				5,000㎡以上	223,000円	111,000円
		⑨	仕様基準	300㎡未満	33,000円	17,000円
				300㎡以上2,000㎡未満	58,000円	29,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	105,000円	53,000円
				5,000㎡以上	159,000円	80,000円
		⑩	モデル建物法 モデル建物法（小規模版）	300㎡未満	89,000円	44,000円
				300㎡～1,000㎡未満	113,000円	57,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	149,000円	74,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	241,000円	121,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	315,000円	158,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	379,000円	189,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	444,000円	222,000円
		⑪	標準入力法	50,000㎡以上	510,000円	255,000円
				300㎡未満	232,000円	116,000円
				300㎡～1,000㎡未満	291,000円	146,000円
				1,000㎡～2,000㎡未満	376,000円	188,000円
				2,000㎡以上5,000㎡未満	537,000円	268,000円
				5,000㎡以上10,000㎡未満	661,000円	331,000円
				10,000㎡以上25,000㎡未満	782,000円	391,000円
				25,000㎡以上50,000㎡未満	892,000円	446,000円
				50,000㎡以上	1,002,000円	501,000円

- 法第29条第3項の複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに認定手数料を算出し全ての手数料を合算します。
- 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- 当該申請に建築確認申請を同時に提出する場合は、上記手数料に建築確認申請手数料を合算して申請することができます。
- 区分②、⑦、⑧、⑨の申請で誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。